

2. 調査結果

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく環境基準の類型当てはめ地域を有する市区町村数は、平成19年度末現在1,289市区町村で、全国の市区町村数の約71.0%（前年度70.6%）に相当した（表1）。

(2) 騒音規制法に係る地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成19年度末現在1,366市区町村で、全国の市区町村数の約75.2%（前年度75.2%）に相当した（表1）。

表1 環境基準類型当てはめ状況及び騒音規制法地域指定状況
（平成19年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	783	23	815	195	1,816
環境基準の地域 類型あてはめ	750	23	472	44	1,289
割合（%）	95.8%	100.0%	57.9%	22.6%	71.0%
騒音規制法 地域指定	773	23	516	54	1,366
割合（%）	98.7%	100.0%	63.3%	27.7%	75.2%

(3) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した（表2）。

① 環境騒音の測定実施状況

平成19年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は373市区町村（前年度377市区町村）で、環境基準の類型当てはめがなされている1,289市区町村の約28.9%であった。

測定地点の総数は3,673地点（同3,769地点）であり、そのうち定点測定地点数（毎年度実施しているものとは限らない）は2,909地点（同3,044地点）で、全体の約79.2%となった。ただし、定点測定地点とは測定地点のうち、継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合

平成19年度は、全測定地点3,150地点（前年度3,261地点）のうち約81.8%（同80.7%）の地点で環境基準に適合した。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域（住居系地域）では2,286地点（同2,406地点）のうち約82.1%（同79.6%）の地点で適合し、C類型地域（住居・商工業混在地域）では847地点（同837地点）のうち約81.1%（同83.8%）の地点で適合した。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

平成19年度は、全測定地点523地点（前年度508地点）のうち約75.0%（同70.5%）の地点で適合した。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では337地点（同328地点）のうち約71.2%（同66.5%）の地点で適合し、C類型地域では186地点（同177地点）のうち81.7%（同78.0%）の地点で適合した。

（注）この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況（道路に面する地域を除く）

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	平成19年度における測定状況							
				ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
373	測定地点数	3,673	2,909	17	2,286	847	3,150	0	337	186	523
	適合地点数	2,970	2,332	14	1,877	687	2,578	0	240	152	392
	適合率(%)	80.9%	80.2%	82.4%	82.1%	81.1%	81.8%	—	71.2%	81.7%	75.0%

AA:特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

③ 環境基準の適合状況の経年変化

平成12年度から平成19年度までの過去8カ年の適合状況を図1に示した。環境基準の適合率は、地域の騒音状況をマクロに把握するために選定した地点、騒音に係る問題を生じやすい地点等及び測定地点全体のすべてについて、上昇傾向にある。

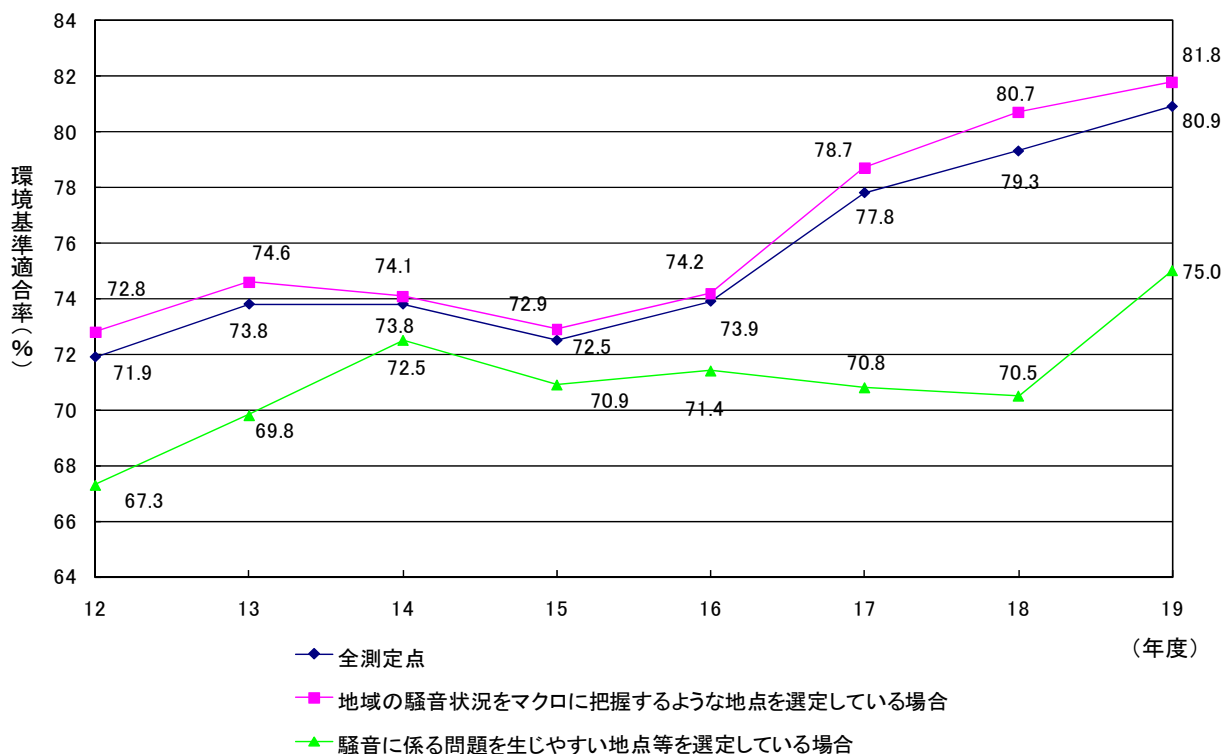


図1 過去8カ年の一般地域における環境基準適合状況

(4) 規制の状況

(4)-1 工場・事業場に対する規制の状況

① 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成19年度末現在で213,032件で、前年度(213,217件)より185件(約0.1%)減少した(表3)。

また、特定施設の総数は1,537,084件(同1,530,799件)となった(表4)。

特定工場等の内訳を見ると、空気圧縮機等を設置しているものが約38.9%と最も多く、次いで金属加工機械を設置しているものが約20.9%、織機を設置しているものが約11.3%の順となった。

特定施設の内訳をみると、空気圧縮機等が約42.0%と最も多く、次いで織機が約23.6%、金属加工機械が約18.3%の順となった(表4)。

表3 特定工場等総数及び特定建設作業件数の最近の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
特定工場等総数	208,736	213,217	213,032
対前年度比 (増加率)	1,242 (0.6%)	4,481 (2.1%)	△185 (△0.1%)
特定建設作業件数	69,958	73,259	71,077
対前年度比 (増加率)	2,016 (3.0%)	3,301 (4.7%)	△2,182 (△3.0%)

表4 法に基づく届出件数(平成19年度末現在)

表4-1 特定工場等総数

設置特定施設	総数	(%)
金属加工機械	44,552	20.9%
空気圧縮機等	82,770	38.9%
土石用破碎機等	4,662	2.2%
織機	24,060	11.3%
建設用資材製造機械	3,467	1.6%
穀物用製粉機	603	0.3%
木材加工機械	20,474	9.6%
抄紙機	562	0.3%
印刷機械	19,842	9.3%
合成樹脂用射出成形機	8,403	3.9%
鋳造型機	3,637	1.7%
計	213,032	100.0%

表4-2 特定施設総数

特定施設	総数	(%)
金属加工機械	281,965	18.3%
空気圧縮機等	645,335	42.0%
土石用破碎機等	26,002	1.7%
織機	362,633	23.6%
建設用資材製造機械	5,296	0.3%
穀物用製粉機	3,578	0.2%
木材加工機械	62,822	4.1%
抄紙機	2,036	0.1%
印刷機械	73,437	4.8%
合成樹脂用射出成形機	64,853	4.2%
鋳造型機	9,127	0.6%
計	1,537,084	100.0%

② 法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定工場等に係る苦情1,201件(前年度1,297件)に対して、平成19年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収212件(同217件)、立入検査857件(同1,011件)、騒音の測定436件(同528件)であった。騒音測定の結果、規制基準を超えていたものは269件(同331件)であり、改善勧告は2件(同5件)行われたが、改善命令は行われなかった(同1件)。また、騒音防止に関する行政指導が1,069件(同1,181件)行われた(表5)。

表5 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

苦 情		1,201
行政措置等	報告の徴収	212
	立入検査	857
	測定	436
	うち基準超	269
	改善勧告	2
	改善命令	0
行政指導		1,069

(4)-2 特定建設作業に対する規制の状況

① 特定建設作業の実施届出件数

平成19年度中の特定建設作業実施届出件数は71,077件（前年度73,259件）であり、その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が36,823件（同36,567件）と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が18,995件（同20,827件）の順になっており、これらで全体の約78.5%を占めた。（表6）

表6 特定建設作業の届出件数

特定建設作業届出件数	平成18年度	平成19年度	
くい打機等を使用する作業	4,884	4,405	6.2%
びょう打機を使用する作業	100	77	0.1%
さく岩機を使用する作業	36,567	36,823	51.8%
空気圧縮機を使用する作業	5,961	6,051	8.5%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	295	269	0.4%
バックホウを使用する作業	20,827	18,995	26.7%
トラクターショベルを使用する作業	1,221	1,212	1.7%
ブルドーザーを使用する作業	3,404	3,245	4.6%
計	73,259	71,077	100.0%

② 法に基づく措置等の状況

平成19年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、指定地域内の特定建設作業に対する苦情1,924件（前年度2,062件）に対し、報告の徴収280件（同303件）、立入検査1,491件（同1,616件）、騒音の測定411件（同460件）であった。騒音測定の結果、基準を超えていたものは94件（同114件）であり、騒音防止に関する行政指導は1,757件（同1,845件）行われたが、改善勧告及び改善命令は行われなかった（同0件、同0件）（表7）。

表7 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

苦 情		1,924
行政措置等	報告の徴収	280
	立入検査	1,491
	測定	411
	うち基準超	94
	改善勧告	0
	改善命令	0
行政指導		1,757

(5) 道路交通騒音に対する措置等の状況

平成19年度の指定地域内における道路交通騒音の苦情307件（前年度322件）に対して、騒音の測定は89件（同106件）行われており、要請限度を超えていたものは11件（同19件）であった。また、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述及び都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は行われなかった（同5件，同0件）。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、道路管理者に対する協力依頼等の措置が92件（同102件）行われ、都道府県公安委員会に対する同様の措置は6件（同6件）行われた（表8）。

表8 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

苦 情		307
行政措置等	測 定	89
	うち要請限度超	11
	公安委員会へ要請	0
	道路管理者へ意見陳述	0
	要請以外の公安委員会への措置依頼	6
	意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	92